

平成25年度の政府予算案まとまる

平成25年度の政府予算案（一般会計総額：92兆6,115億円）が1月29日（火）の臨時閣議で決定し、社会保障費については、最も規模の大きい29兆1,224億円で一般会計の約3分の1を占め、30兆円台に迫る計上となりました。そのうち、生活保護費は「生活扶助」の基準額の引き下げを打ち出したものの、2兆8,224億円と過去最大となったほか、医療費の国庫負担は前年度当初予算比3.2%増の10兆5,175億円、介護については2兆4,916億円で、医療を上回る前年度比6.5%増という伸び率となりました。

なお、各省の福祉機器の開発などに関連する主な予算は以下のとおりです。

- (1) 経済産業省は、前年度当初予算から755億円（7.3%）増の1兆1,045億円を計上し、「(2) 成長による富の創出（民間投資の喚起、中小企業・小規模事業者対策等）」、「①日本の産業再興」、「ii）付加価値の高いサービス産業等の育成」のなかの「医療・健康関連産業、介護ビジネスの創出」の柱のなかで、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」として23.9億円を新規計上しました。同事業は、民間企業などが行う高齢者や介護従事者などの現場のニーズに応えるロボット技術の研究開発や実用化の支援や、ロボット介護機器の介護現場での評価（安全性等）・実証手法を開発するというものです。

また、このほか、高齢者や障害者の自立促進、介護者の負担軽減を図るための福祉用具の実用化研究開発を行う民間団体などを補助するための「福祉用具実用化開発推進事業（独法交付金）」を1.0億円（前年度当初予算と同額）計上しました。

- (2) 厚生労働省は、老人福祉関係予算の「V その他主要事項」のなかで「福祉用具・介護ロボットの実用化の支援」として83百万円を計上しました。福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場での機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施などを推進することを目的としたものです。

また、障害者保健福祉関係予算では、「良質な障害福祉サービス等の確保」のほか、「障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等（ITを活用した情報バリアフリーの促進）」を含む、「障害児・障害者スポーツへの総合的な取組」などを含めて、前年度当初予算から950億円（7.3%）増の1兆3,991億円が計上されました。

さらに、既存施設の耐震化などの防災・減災対策として、「社会福祉施設の耐震化等整備の推進」に143億円を計上しました。この

内訳としては、自力避難が困難な障害者や児童の入所施設の耐震化などの防災対策を推進するとともに、被災地において福祉サービスの提供や地域コミュニティの再生を支援する共生型福祉施設を整備するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積み増し、実施期限を一年延長するというかたちで「①社会福祉施設の耐震化等整備の推進」に97億円が予算化されたほか、社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するために（独）福祉医療機構が低金利、かつ、長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化するための「②社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資」に46億円となっています。

このほかにも、災害時に在宅の障害児・障害者が避難場所として活用できるよう、障害福祉サービス事業所や障害児施設等の避難スペースの整備を推進するための「災害時における在宅障害児・障害者の避難スペースの整備」に16億円が盛り込まれました。

- (3) 総務省は、主要事項の一つである「Ⅲ 便利な暮らしをつくる」、「6. ICTによる社会的課題の解決と豊かな生活の実現」の「(2) 少子高齢化問題等の解決に向けたICTの活用」の柱のなかで、「(ア) 超高齢社会におけるICTの活用」として、13.3億円（前年度当初予算11.0億円）を計上しました。具体的には、超高齢社会の課題解決に資するため、医療情報連携基盤（EHR）を高度に活用した新たな「在宅医療・介護ICTモデル」などの確立・普及を図ることと、「ICTによるライフ・イノベーションへの貢献」として脳科学の知見を応用し、手足・言語を介さずネットワークをつうじて機器・器具などを制御する技術など、高齢者・障がい者の社会参加の拡大などを促す研究開発や字幕番組の制作助成などを実施するためのもので、主な経費としては、医療情報連携基盤高度活用事業に2.6億円、脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発に6.0億円を充てるなどとしています。

- (4) 国土交通省は、サービス付き高齢者向け住宅の供給をさらに促進するために、国が建築費などを補助する「高齢者等居住安定化推進事業」に340億円（前年度当初予算比4%減）を計上しました。また、高齢化の進行が著しい大都市およびその周辺域の大規模な公営団地の再生を図るためにサービス付き高齢者向け住宅や医療機関、社会福祉施設などの整備費を補助する「地域居住機能再生推進事業」として、30億円を新規に盛り込みました。

サービス付き高齢者向け住宅については併せて税制優遇措置も延長されることになっ

たほか、これに先立って1月23日（水）には、平成24年度の補助の応募・交付申請を3月29日まで延長することも発表されています。

平成25年度予算案の詳細については、各省庁のホームページをご確認ください。

小規模施設にスプリンクラー設置義務化

～基準見直し検討

新藤義孝総務相は2月12日（火）の閣議後の記者会見において、長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を受けて、これまでの消防法のスプリンクラー設置基準を見直し、面積の狭い小規模施設も対象としていく考えを示唆しました。

火災のあった「ベルハウス東山手」が現行のグループホームのスプリンクラー設置義務（延べ床面積275㎡以上）を下回っており、面積基準上においては設置義務がなかったことを踏まえ、「この基準でいいのか検討しなければならない」と述べたものです。

また、このほかにも、上記の記者会見と前後して、福祉施設の防災・安全管理などに関連する各省庁の大臣も、それぞれの所管の立場から再発防止策の検討に入ることを相次いで表明しました。

田村憲久厚生労働相は、こと細かな聞き取りをつうじて設置が進んでいかない背景を調査し、しっかりと状況把握を行ったうえで再発防止策を検討するという考えを示しました。

国の現行制度では、設置義務のない小規模なグループホームにも1㎡あたり9,000円を上限に費用を補助していますが、自己負担の重さから設置に踏み込めない施設もあるといわれており、上記の調査結果を踏まえて、補助金の増額を検討する見直しにも言及しました。

さらに、太田昭宏国土交通相は、「ベルハウス東山手」に防火扉の不備があったことを重くみて、建築基準法違反が確認された認知症高齢者グループホームにあらためて是正を指導するよう、同日中に全国の特定行政庁に向けて通知をすると述べました。

国土交通省では、既にこれまでの平成21年3月19日に群馬県渋川市の老人ホームで発生した火災や平成22年3月13日に札幌市の認知症高齢者グループホームで発生した火災を受けて、全国の特定行政庁を通じて実施していた防火・避難関係規定に係るフォローアップ調査を行っており、2012年12月7日に、同年9月30日時点の状況を取りまとめて公表しています。

発表された調査結果には、未届の有料老人ホーム（有料老人ホームであって、老人福祉法第29条による届出がなされていないもの）と認知症高齢者グループホーム（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業）に対して実施されたものも含まれており、それぞ

これの平成24年9月30日時点での都道府県からの報告による建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況が示されていますが、調査を実施した未届の有料老人ホーム639件（前は622件）のうち61.4%（前は61.0%）の386件（前は375件）から、また、認知症高齢者グループホームでは、調査を実施した9,969件（前は9,956件）のうち15.7%（前は14.9%）の1,551件（前は1,445件）から、建築基準法令（防火・避難関係規定）に関する違反が把握されたと報告されており、同法令に対する違反の実態が改善されていないことが明らかになったため、建築基準法に違反する事項が認められた物件について、迅速な違反是正に取り組むよう特定行政庁に要請を行ったところでした。

なお、違反の実態のなかには、非常用照明装置や排煙設備がないなどといった状況も含まれており、国土交通省では、特定行政庁に該当の施設への立ち入り調査を要請し、所有者には是正計画の提出を求めていくこととしています。

また、こうした経過を踏まえ、総務省消防庁は2月11日（月）に厚生労働省や国土交通省担当者なども含めた「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を立ち上げ、認知症グループホーム以外の小規模施設も対象に広げた消防法の改正まで視野に入れた検討のほか、厚生労働省と連携し、スプリンクラー未設置のグループホームに対する個別訪問指導を開始することとしました。

難病患者が障害者総合支援法のサービス対象に

～4月から130疾患が移行

厚生労働省は2月12日（火）に、「障害者の範囲への難病等の追加に係る自治体担当者会議」を開催しました。

平成25年4月1日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行され、難病患者が障害福祉サービスなどの対象となることを受け、自治体を対象として、当面の措置内容の確認・周知徹底を行ったものです。

議題は、(1)対象となる難病等の範囲等、(2)難病患者等に配慮した障害程度区分の調査・認定、(3)障害福祉サービスに係る事業者指定、(4)障害福祉サービス・障害児支援の支給決定、(5)地域

生活支援事業等の取扱いの5つで、具体的な内容は以下のとおりです。

「(1)難病等の範囲」については、当面、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病と同じ範囲で4月から施行し、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲などに係る検討を踏まえて見直すこととし、130疾患が移行対象の疾病となりました。

新たな対象者は、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経たうえで、市区町村で必要と認められた障害福祉サービスなど（障害児は、児童福祉法に基づく障害児支援）を利用することができるようになるほか、難病患者が利用してきたホームヘルプサービスなどは、これまでは補助金事業として一部の市町村でのみ提供されてきたものが、今後は法定事業となって全市町村での提供が可能となります。さらに、利用できるサービスが、補助金事業のホームヘルプサービス、短期入所・日常生活用具給付の3つから、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスなどに広がることとなります。

「(2)調査・認定」に関しては、難病患者などは症状が変化（重症化）するため、認定調査員による「症状がより重度の状態」などの詳細な聞き取り、主治医からの「症状の変化や進行」などに関する意見、市町村審査会による「症状がより重度の状態」を想定した二次審査判定などが必要となります。

「(3)事業者指定」については、現在、難病患者等居宅生活支援事業においてホームヘルプサービス事業および短期入所事業を実施している事業者は、4月1日以降、障害者自立支援法第36条に基づく指定を受けることが義務づけられます。

「(5)地域生活支援事業の取扱い」については、難病などの追加に伴って、たとえば、「難病患者等日常生活用具給付事業」は、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応されることになり、具体的には、対象製品18品目のうち、市町村が行う日常生活用具給付等事業の対象になるのは、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、歩行支援用具のうち手すりなど、電動式たん吸引器、ネプライザー、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器の15品で、補装具の給付に移行するのは、車いす、歩行支援用具のうち歩行器、意思伝達装置、整形靴の4品です。また、

移行後は、給付の要否判断の際に、医師の診断書、保健師などの訪問調査を経て難病患者等の症状の確認を行うことなどが必要となる予定です。

なお、厚生労働省ホームページから、同会議の資料（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaigi_shiryou/dl/20130212_01_01.pdf）をご覧ください。

介護予防事業の実施状況調査で二次予防の対象者が急増

～実施要綱改正に伴い、約280万人の対象者を洗い出し

厚生労働省が2011年度の介護予防事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査（2006年から毎年度実施）の結果をまとめ、発表しました。

同調査は、介護予防事業の実施状況を把握し、介護予防事業の円滑な運営及び改善に向けて必要な基礎資料を得ることを目的に、同省老健局老人保健課が全国の介護保険者（特別区などを含む）のうち、2012年10月12日までに報告のあった1,594保険者から得た回答を集計したもので、主な調査事項としては、(1)二次予防事業の[1]対象者把握事業の実施状況等、[2]通所型介護予防事業の実施状況、[3]訪問型介護予防事業の実施状況、[4]対象者の経過、また、(2)一次予防事業の[1]介護予防普及啓発事業の実施状況、[2]地域介護予防活動支援事業の実施状況、さらに、(3)二次予防事業と一次予防事業評価事業の[1]実施状況からなっています。

この結果、要介護状態となる恐れの高い高齢者を対象とした二次予防事業では、対象者を把握するための基本チェックリストへの回答者が大幅に増え、高齢者人口の9.4%にあたる約280万7千人が事業の対象者となりました。ちなみに、2010年度は高齢者人口の4.2%にあたる約112万8千人の対象者の把握に留まっており、前年度から約158万人も急増したことになります。

こうした現象について厚生労働省では、2010年8月の地域支援事業実施要綱の改正に伴い、基本チェックリスト回答の際の医師の診察（生活機能評価）を原則廃止したことの影響によるものと説明しています。

同調査の詳細は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/tyousa/h23.html）をご参照ください。

開催案内

第40回国際福祉機器展 H.C.R. 2013

40th Int. Home Care & Rehabilitation Exhibition 2013

会期 平成25(2013)年 9月18日(水)～20日(金)

会場 東京ビッグサイト 東展示ホール(東京都江東区有明)

出展 平成25(2013)年 2月1日(金)～3月29日(金)
※募集締切が迫っております!

H.C.R. 2013は、平成25年9月18日(水)～20日(金)の3日間、東京ビッグサイトにて開催いたします。

また、H.C.R. 2013への出展申込は、3月末メ切で現在募集中です。本会では、今後も福祉機器の開発と普及の促進に向けて努めてまいりますので、引き続きの関係者各位のご支援、ご参加を賜りますようよろしくお願い申し上げます。